

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言後の対応について Vol.8

2021年2月24日
北医療生活協同組合 理事会

組合員のみなさんへ

第3波の感染拡大に対し、1月に愛知県で緊急事態宣言が発出されました。現在は感染者数が減少傾向にあり、緊急事態宣言解除後の組合員活動について以下の通り提案します。今後、変異ウイルス拡大の懸念もあり、引き続き感染予防に十分留意しながら組合員活動を行っていきましょう。

1. 緊急事態宣言解除後は感染予防対策を徹底した上で、宣言前の基準でとりくみを再開します。組合員ルームについても同様です。「わかばホール」については高齢者の入所施設であることから4月以降も使用を見合わせます。
また、マスクを外すととりくみ（飲食を伴うものなど）については、感染予防の観点から当面は行いません。
2. 「にじっこひろば」は、子どもたちが距離をとることが難しいため、3月中は屋外での開催とし、4月以降については感染状況をみて検討します。
3. 3～4月は班会の年間計画を立てる時期となります。2021年度の班会メニューを参考に年間計画立てましょう。ただし、飲食については感染予防の観点から、引き続き控えてください。

以上